

募集期間

令和3年 4月1日(木) ~ 5月31日(月)

※締切日 午後5時必着

業態転換環境整備支援事業費補助金

新しい生活様式に対応した販売方法やサービスの提供方法に変更又は追加する取組を支援します！

対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績がある中小企業者（非製造業）
※一部の業種は対象外となります。詳しくは実施要領をご確認ください。

対象事業

非対面型・非接触型など新しい生活様式に対応した販売方法やサービスの提供方法に変更又は追加する取組

【取組例】

- ・店内飲食からテイクアウトや移動販売等への転換
- ・店頭販売からECサイトを活用した提供方法への転換

補助率等

補助率	1 / 2 以内（グループの場合 2 / 3）
補助上限額	100万円

補助期間

交付決定日から令和4年2月28日

※ただし、事前着手届を提出した場合は、届出日から対象となります。

審査方法

審査委員が事業計画書を基に書類審査を行います。

応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（県庁第2庁舎3階）

TEL：018-860-2244 FAX：018-860-3887 Email：com-tra@pref.akita.lg.jp

※要領や様式等は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しています。

56149

サイト内検索

補助対象経費

①専門家謝金	講師、専門家コンサルタント謝金。事業費全体の1/5まで。
②専門家・調査等旅費	講師、専門家コンサルタント旅費。
③研修・資格取得費	外部研修機関受講料、資格取得に係る受験料。
④需用費	事業の実施に必要な消耗品の購入に要する経費。汎用性の高いものを除く。
⑤役務費	運搬料、郵送料
⑥外注費	補助事業者が直接実施できないものを外注するために必要な経費。
⑦公的認証等取得費	公的認証・品質表示等の取得に係る認定申請費用・認定審査費。
⑧機械器具導入費	機械装置。車両及び運搬具。ソフトウェア。工具・機器及び備品。ただし、パーソナル・コンピュータや汎用性の高いものを除く。
⑨建物改修費	非対面型・非接触型に対応する窓口設置に要する改修経費。
⑩広告宣伝費	広告宣伝に要する経費。ただし、事業費全体の1/3まで。
⑪その他	知事が必要かつ適当と認める経費。

※ 次に掲げる経費は補助対象となりません。

- 交付決定日（又は事前着手届出日）よりも前に購入、設置、契約等をしたもの
- 事務所経費、事務経費、その他経常的経費 ● 飲食代
- その他、事業実施に必要と認められないもの

応募から補助金交付までの流れ



※ 補助金は実績報告・完了検査後の精算払いとなります。

応募方法

- ①を作成し、②から⑤を添付して応募書類提出先まで郵送又はお持ちください。
①は秋田県公式ウェブサイト産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

- | | |
|---------------------------------------------|--------------------------|
| ① 業態転換環境整備支援事業応募書（様式第1号～第5号） | <input type="checkbox"/> |
| ② 直近3期分の財務諸表
（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書） | <input type="checkbox"/> |
| ③ 履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は個人事項証明書） | <input type="checkbox"/> |
| ④ 会社案内など、会社の概要がわかるもの | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 経費の積算根拠となる参考見積書 | <input type="checkbox"/> |